

2023

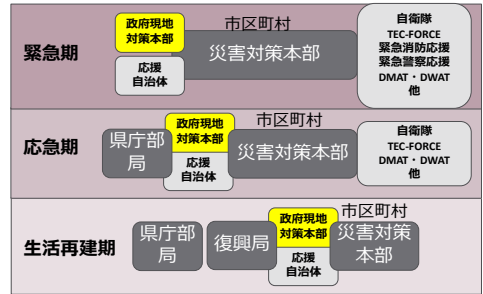
# 行政の災害対応

都市防災システム

NPO法人まちの防災研究会 松森和人

1

## 行政の災害対応組織の流れ



2

<b>人命</b> 遺体収容 安否確認 葬祭・埋葬 弔慰金支給	<b>生活支援</b> 救護所 水・食料 燃料 日用品	<b>ライフライン</b> 電気・上下水道・ガス 通信(電話・携帯・IT) アクセス道路 河川
<b>被災者支援</b> 被災証明(調査・発行) 仮設住宅 生活再建支援金 義援金	<b>社会機能</b> 行政・警察機能 常設消防機能 医療提供・一般外来 学校再開	<b>主な業務群</b>
<b>産業・雇用</b> 農林被害調査 水産業被害調査 企業被害調査 各相談窓口	<b>復旧復興</b> 復興計画 災害廃棄物処理 都市計画等	

3

## 憲法(法)に則り災害対策・対応が実施

憲法

第三章 国民の権利及び義務

第十三条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第二十五条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

二国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。



4

## 災害救助法

昭和22年10月18日法律第118号

本法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする(第1条)

- 第一章 総則(第1条-第2条、第3条から第21条まで削除)
- 第二章 救助(第22条-第32条)
- 第三章 費用(第33条-第44条)
- 第四章 罰則(第45条-第48条)

5

## 対象となる救助の種類 本法第23条、施行令第8条

- 避難所などの収容施設や仮設住宅の供与
- 救出などによる給食
- 給水車などによる給水
- 被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与
- 医療及び助産(救護班の出動など)
- 被災者の救出
- 被災住宅の応急修理
- 被災者の生業に必要な金品の給与・貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているもの(障害物。豪雪災害時の雪も含む)の除去

6

## 災害対策基本法 昭和36年11月15日法律第223号

### 第1章 総則 (目的) 第1条

この法律は、**国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護**するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、**総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。**

7

## 災害対策基本法

- 第1章 総則
- 第2章 防災に関する組織
- 第3章 防災計画
- 第4章 災害予防
- 第5章 災害応急対応策
- 第6章 災害復旧
- 第7章 被災者の援護を図るための措置
- 第8章 財政金融措置
- 第9章 災害緊急事態
- 第10章 雑則
- 第11章 罰則

8

## 市町村における災害対応

9

## 被害想定から対策へ 防災計画や対策を立てるうえでの基準

10

### 水害・土砂災害対策として

#### ハザードマップ

災害が発生した場合に、影響が及ぶと想定される区域、避難に関する情報を地図にまとめたもの。平常時から、住民の防災意識の啓発と、災害時における円滑な避難行動の促進を図り、人的被害軽減を図ることを目的とする。

#### ハザードマップの種類

洪水・土砂災害。浸水被害・火山・津波・揺れやすさ等

#### ハザードマップの課題

一定の前提条件から被害予想しており、超える場合も当然に起こり得る。

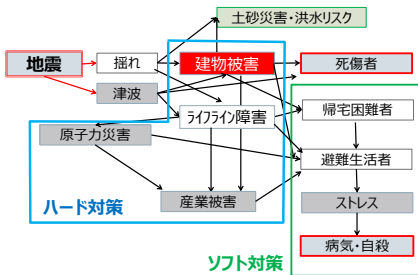
※防災行政に依存することなく・・・

11



12

災害被害の連鎖（地震災害の場合）



13

被害想定  
地域の防災対策の推進を目的  
地方自治体が地域防災計画を策定する際の  
前提となる

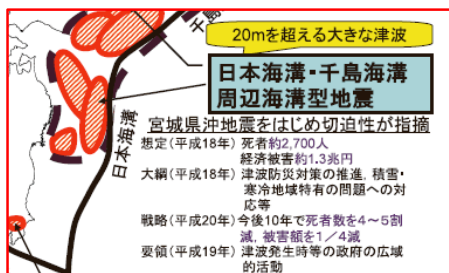
予防型モデル

$$D = f(H, E, V)$$

- D: 被害
- H: ハザード (理学)
- E: 暴露量
- V: 脆弱性 (土木建築構造等)

14

大規模地震対策の概要(被害想定) 平成21年防災白書



15

Resilience Model

レジリエンスモデル 回復力・予防力

リスク対策Vol139 京都大学 林豊男より

$$R = f(H, E, V, A, T)$$

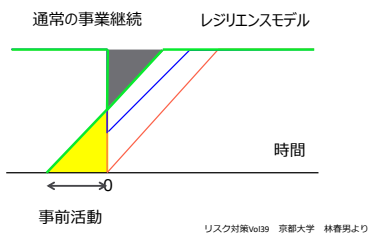
**回復力**

- D: 被害
  - H: ハザード (理学)
  - E: 暴露量
  - V: 脆弱性 (土木建築構造等)
  - A: 人間活動
  - T: 時間
- ← 地域防災活動が影響を与える

15

16

災害時のダメージと人間（事前）活動



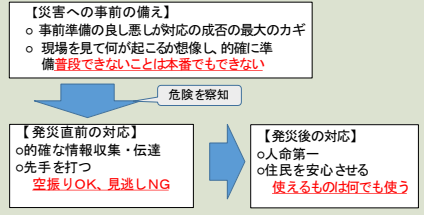
リスク対策Vol139 京都大学 林豊男より

17

防災対応の3原則

- ① 疑わしきときは行動せよ
- ② 最悪事態を想定して行動せよ
- ③ 空振りには許されるが、見逃しは許されない

災害対応の流れとポイント



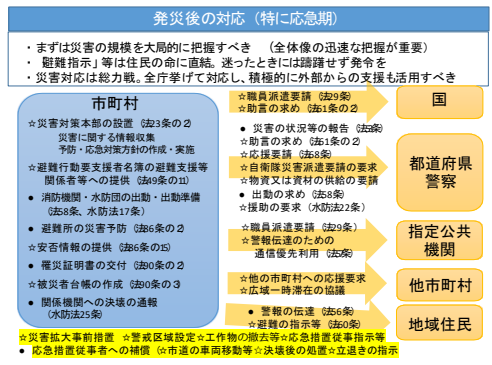
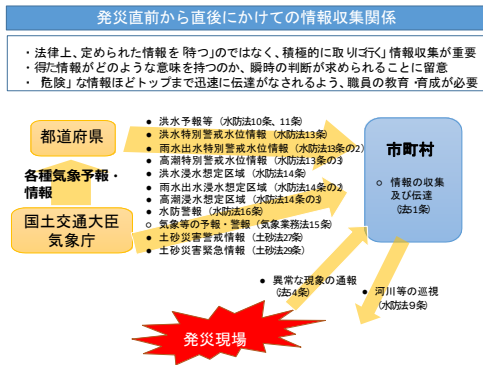
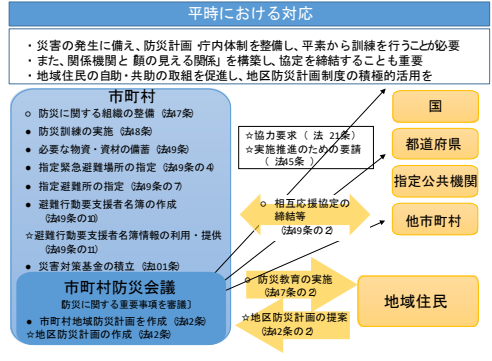
18

### 市町村長は災害対応の第一線の責任者

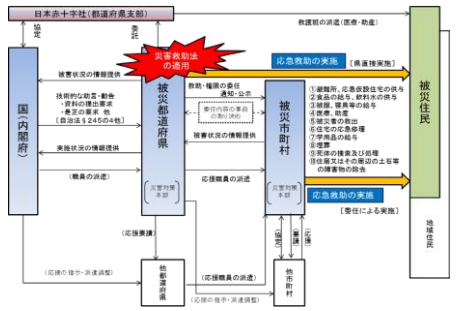
- 地域防災計画の作成
- 災害対策本部等の設置
- 災害に関する情報の収集及び伝達等
- 居住者等に対する避難勧告・指示
- 都道府県知事や他の市町村長等への応援要求
- 都道府県知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求等

広範な責務・権限

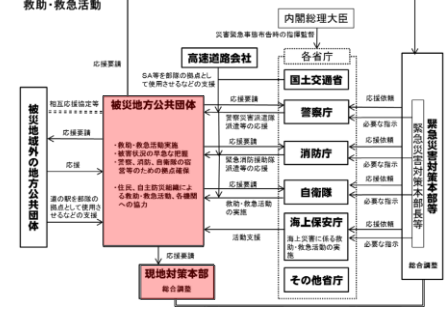
対応を誤れば、住民の被害が拡大！！

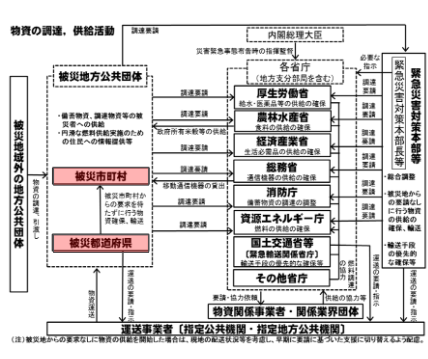


### 災害救助法が適用されると救助は都道府県において実施



### 応急対応のイメージ (救助・救急活動/物資の調達、供給活動)





避難所の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定。</li> <li>避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能。</li> <li>要配慮者向けに福祉避難所を設置することも可能。</li> </ul>	<b>災害の救助</b>
応急仮設住宅の供与	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の設置（建設）に代えて、民間賃貸住宅の借上げによる供与も可能。</li> <li>公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ることが重要。</li> <li>高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することが可能</li> </ul>	
炊き出しその他による食品の給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も助家しながら実施することが必要。</li> <li>避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理 栄養士等の専門職の活用も検討すべき。</li> </ul>	
飲料水の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害により現に飲料水を得ることができないかどうかが救助の判断基準であるので、住家の被害は問わない。</li> </ul>	
被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>住家が全半壊、全半壊、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むのが困難な者に対して実施。</li> <li>法による被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券等の金券によることも認められない。</li> </ul>	

被災者の救出	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出すること。</li> </ul>	<b>災害の救助</b>
住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害のため住家が半壊（壊）し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（壊）した者に対して提供。</li> </ul>	
学用品の給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害により住家の全壊（壊）、流失、半壊（壊）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して実施。</li> </ul>	
埋葬	<ul style="list-style-type: none"> <li>法による埋葬は、遺体が発見された後は速やかに遺族等の関係者に遺体を引き渡すのが原則であり、遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施。</li> </ul>	
死体の捜索・処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体が発見された場合は、遺族等の関係者に速やかに遺体を引き渡すべきであるが、遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原型を止めない程度に変形した遺体がある程度まで修復するため等に、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</li> </ul>	
障害物の除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>半壊（壊）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない場合に実施。</li> </ul>	

### マスコミ対応／ボランティアの活用

災害時においては、応急対応に多忙を極めることが想定されるが、中でも、マスコミへの対応をしっかりと行うことは、住民への情報提供の観点からも非常に重要

- マスコミ（報道機関）との連携について
  - ・災害の規模や自治体の規模によりその対応は大きく変わる
  - ・住民に対して情報提供を行う際、マスコミへ情報提供することは効果的
- マスコミ対応のポイント
  - ・マスコミの問合せは1社・2社ではない
  - ・総責任者がマスコミ対応にかかり、指揮系統が乱れるケースも
  - ・発生時は地元以外の記者も派遣されて来るため、地名の読み方や道案内など、より丁寧な対応が必要

適切に対応できるかどうかは、平時からの準備ができてい

大規模な災害が発生した際には、行政による「公助」だけでは限られた成果しか得られない。「共助」の取組を進めることが、迅速・円滑な復旧・復興活動に不可欠であり、そのためには**ボランティアの力を最大限活用すべき**

**ボランティアを活用するための取組（例）**

- ・災害ボランティアセンターへの継続的な支援と情報共有（設置から運営まで）
- ・防災ボランティア活動に関する広報による支援（防災無線・広報車など）
- ・資機材の提供、移動のためのバスの手配など
- ・被災地の被害情報の発信
- ・災害対策本部等の会議への参加
- ・地域の防災の取組に対する平時からの支援

### 行政の災害対応（予防）は

<h4>地震災害</h4>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震化の促進・インフラの耐震化</li> <li>津波予報精度の高度化</li> <li>津波避難対策の促進</li> </ul>
<h4>風水害</h4>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予報精度の高度化・水防施設強化</li> <li>避難情報の適切発信</li> <li>避難場所の適切な設定</li> <li>避難行動要支援者の支援体制</li> <li><b>居住者の避難に対する意識の醸成</b></li> </ul>

風水害の対応（予防）は、異常気象や対策の後手・空回りにより迷走状態となっている

# 水害・土砂災害 その時のために ～地域の役割とは～

NPO法人まちの防災研究会 理事長 松森 和人

31

## 水害・土砂災害の 最大の問題とは

32



33



34



35



36



37

平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について（報告）

今回の豪雨災害は、行政主導の避難対策の限界を明らかなものとし、国民一人ひとりが主体的に行動しなければ命を守ることは難しいということを我々に突き付けた。  
行政には、引き続き、避難対策の強化に向け全力で取り組むことを求めるが、加えて、国民の皆様にも、下記のことを強く求める。

38

＜国民の皆さんへ～大事な命が失われる前に～＞

・行政が一人ひとりの状況に応じた避難情報を出すことは不可能です。自然の脅威が間近に迫っているとき、行政が一人ひとりを助けに行くことはできません。

・行政は万能ではありません。皆さんの命を行政に委ねないでください。

・避難するかしないか、最後は「あなた」の判断です。皆さんの命は皆さん自身で守ってください。

・「あなた」一人ではありません。避難の呼びかけ、一人では避難が難しい方の援助など、地域の皆さんで助け合いましょ。行政も、全力で、皆さんや地域をサポートします。

39

西日本豪雨災害  
避難実施率（2018/7/7）

**0.5%**  
約600万人⇒約2.7万人  
**避難しない・避難出来ない**

40

2019年6月から 防災情報の伝え方を変更

＜避難情報等＞		＜防災気象情報＞	
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 <sup>※</sup> （地震発生情報、土砂災害発生情報、水害発生情報）	警戒レベル5 相当情報 巨大地震発生情報 水害発生情報 等
警戒レベル 4	速やかに避難先へ避難しましょう。十分な避難準備までの移動が命と関わられる場合は、近隣の安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 <sup>※</sup> 避難指示(厳戒) （巨大地震発生情報、土砂災害発生情報、水害発生情報）	警戒レベル4 相当情報 巨大地震発生情報 土砂災害発生情報 等
警戒レベル 3	避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその他の支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を完了しましょう。	避難準備、高齢者等避難開始 （巨大地震発生情報）	警戒レベル3 相当情報 巨大地震発生情報 洪水警報 等
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁発表）	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル 1	災害への心構えを固めましょう。	早期注意情報 （気象庁発表）	

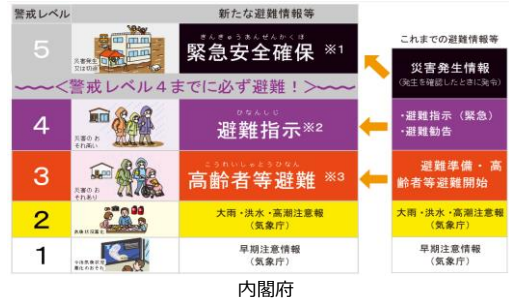
41



42



43

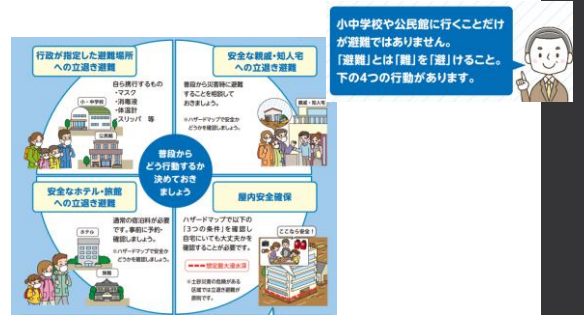


44

令和3年5月20日から  
**避難指示で必ず避難**  
 避難勧告は廃止です

内閣府

45



46

## 避難行動の原則とは

内閣府

47

## 市町村の責務

市町村は、避難情報がどのような考え方に基いているのか、居住地等どのような災害リスクがあるか、どのような時にどのような行動をとるべきか等、居住者等の一人一人や、施設管理者が理解し、災害時に適時的確な避難行動をとることができるとともに、ハザードマップ等を活用した実践的な訓練等を通じて、平時から周知徹底を図る

避難情報 居住地の災害リスク どのような行動をとるべきか

居住者が理解し、適時的確な避難行動ができる

48

避難情報に関するガイドライン 令和年



### 居住者が持つべき避難に対する基本姿勢

居住者等は、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかりと認識し、自然災害に対して**行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要**である

災害リスクを理解	安全な避難経路	ご近所との連携	自主的で適時的確な避難行動
----------	---------	---------	---------------

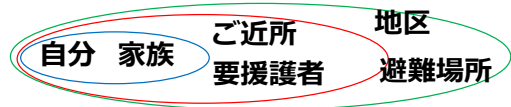
**居住者自らの判断で主体的な避難行動をとる**

避難情報に関するガイドライン  
令和元年

49

### 今からシミュレーションしてみましよう

ある気象・防災情報などを発表します  
みなさんは  
どの段階で、**どのような判断・行動**をするのか  
考えてみてください



50

### 【7月13日（金）18時00分】

福井地方気象台は、**14日から15日にかけて**嶺北北部を中心に激しい降雨が予想され、**18時に警戒レベル1**を発表しました。  
テレビでは、『**今後の情報に充分注意をしてください**』と、言っています。

こんな時どつしますか

51

### 【7月14日（土）13時00分】

降雨は続いており、**断続的に激しい雨**が降っています。**予報では明日朝までに嶺北北部を中心に200～300mmの降水**予想され、**12時30分に警戒レベル2**が出されました。  
テレビでは、『**今後の予報、行政からの避難情報などに注意し、避難の情報が出されたときは速やかな避難をお願いします。**』と、言っています。

こんな時どつしますか

52

### 【7月14日（土）17時00分】

雨は更に降り続き、あわら市の雨量計で**延べ雨量が200mmを超え**たようです。

こんな時どつしますか

53

### 【7月14日（土）18時30分】

雨は激しさを増し、白く前が見えにくい状況で、道路もかなり冠水しています。  
気象庁から、あわら市で**時間90mmの記録的短時間大雨情報**が出されました。

こんな時どつしますか

54

【7月14日（土）19時00分】

あわら市内の中小河川の殆どが越水状態となり、**道路冠水が各地で**始まり、数台の自動車が立ち往生しているとのこと。

【7月14日（土）20時00分】

**国道8号線の数カ所で冠水**しているとの情報がメールで入ってきました。

55

この時間帯は、  
この時間帯は、

【7月15日（日）3時40分】

あわら市の振り始めからの降水量は**520mm**。気象庁は**竹田川に氾濫危険情報**を発令した。

【7月15日（日）5時00分】

竹田川の水位が**氾濫危険水位**を超えた。

56

この時間帯は、  
この時間帯は、

【7月15日（日）5時30分】

**山間部で土砂災害発生**の通報あり。詳細は不明

【7月15日（日）6時30分】

**市姫1丁目付近 竹田川左岸で決壊**したとの通報

57

この時間帯は、  
この時間帯は、

行政からの避難情報がある場合

58

【7月13日（金）18時00分】

福井地方気象台は、**14日から15日にかけて**嶺北北部を中心に激しい降雨が予想され、**18時に警戒レベル1**を発表しました。

テレビでは、『**今後の情報に充分注意をしてください**』と、言っています。

59

この時間帯は、  
この時間帯は、

【7月14日（土）13時00分】

降雨は続いており、**断続的に激しい雨**が降っています。**予報では**明日朝までに**嶺北北部を中心に200～300mm**の降水予想され、**12時30分に警戒レベル2**が出されました。

テレビでは、『**今後の予報、行政からの避難情報などに注意し、避難の情報が出されたときは速やかな避難をお願いします。**』と、言っています。

60

この時間帯は、  
この時間帯は、

【7月14日（土）17時00分】

雨は更に降り続き、あわら市の雨量計で**延べ雨量が200mmを超えた**ようです。

テレビでは、

『あわら市全域に、「**警戒レベル3 高齢者等避難**」が発令されました』と、言っています。

61

この時間帯は、  
この時間帯は、

【7月14日（土）18時30分】

雨は激しさを増し、白く前が見えにくい状況で、道路もかなり冠水しています。

気象庁から、あわら市で**時間90mmの記録的短時間大雨情報**が出されました。

【7月14日（土）19時00分】

あわら市内の中小河川の殆どが越水状態となり、**道路冠水が各地で**始まり、数台の自動車が立ち往生しているとのこと。

62

この時間帯は、  
この時間帯は、

【7月14日（土）20時00分】

**国道8号線も数カ所で冠水**しているとの情報がメールで入ってきました。

【7月15日（日）3時40分】

あわら市の振り始めからの降水量は**520mm**、気象庁は**竹田川に氾濫危険情報**を発令した。

63

この時間帯は、  
この時間帯は、

【3時45分】 防災無線から、

『あわら市全域に**避難指示 警戒レベル4**が発令されました。直ちに避難してください』と、言っています。

【7月15日（日）5時00分】

竹田川の水位が**氾濫危険水位**を超えた。あわら市は「**警戒レベル5**」を発令し「**緊急安全確保**」を図るよう防災無線で呼びかけています。

64

この時間帯は、  
この時間帯は、

【7月15日（日）5時30分】

**山間部で土砂災害発生**の通報あり。詳細は不明

【7月15日（日）6時30分】

**市姫1丁目付近 竹田川左岸で決壊**したとの通報

65

この時間帯は、  
この時間帯は、

## 水害・土砂災害からの 避難の基本

あわら市  
2023.07.15

66

66

水害・土砂災害の怖さ  
発生特性や予報情報等

命を守る正しい知識  
避難の正しい知識・計画

## 彼を知り己を知れば 百戦殆うからず

孫子

敵と味方をよく知るならば、どんな戦いにも殆ど敗れる心配はないだろう

67

## 彼を知らずして 己を知れば一勝一敗す

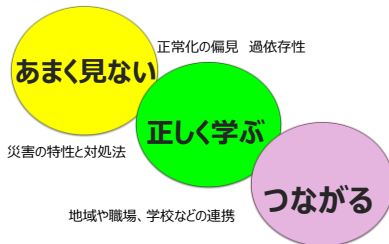
敵の実情を知らなくても勝てることもあるが、負けることもあるだろう

## 彼を知らず己を知らざれば 戦うたびに必ず殆うし

敵も味方のことも知らないなら、何度戦っても必ず危険に晒されるだろう

68

### 災害から命を守る三ヶ条



69

### 避難行動の基本

## 安全な場所へ 安全な段階に 避難する

69

70

## 命を守る避難力

確実に実施するために

71

### 住民自身の避難力対策

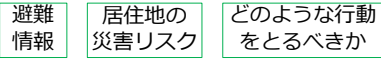
人命だけは確実に助かるために



72

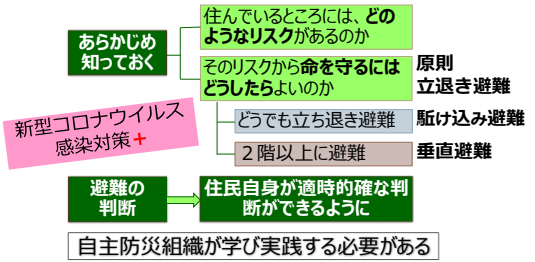
## 市町村の責務

市町村は、避難情報がどのような考え方に基いているのか、居住地等に応じた災害リスクがあるか、どのような時にどのような行動をとるべきか等居住者等の一人一人や、施設管理者が理解し、災害時に適時的確な避難行動をとることができるとともに、ハザードマップ等を活用した実践的な訓練等を通じて、平時から周知徹底を図る



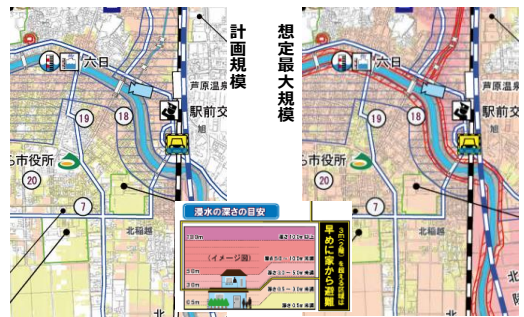
居住者が理解し、適時的確な避難行動ができる

## 住民の避難力が必要となる

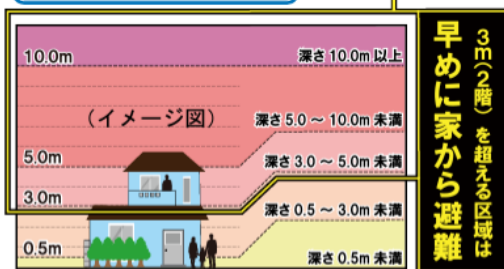


## 認知する

どのようなハザードがあるのか知り覚悟する



## 浸水の深さの目安



## 「認知する」とは

住んでいる家屋は立退き避難が必要なエリア・家屋なのか？

理解して命を守る行動を覚悟すること

# 情報を正しく使う

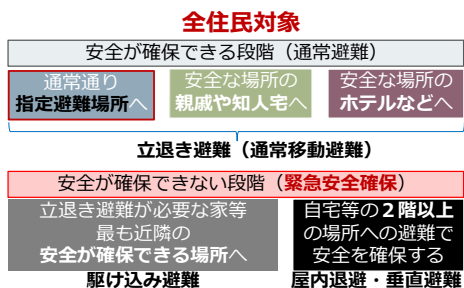
様々な情報を正しく利用できるように



# 作戦を立てる

リスクを理解し

地域ぐるみで命を確実に守る避難方法考え準備する



避難の方法は「作戦」





## ～どのような場所か～



## ～どのような建物か～



### 水害・土砂災害 環境別危険度判定

	危険度 3	危険度 4	危険度 大	危険度 大
	危険度 2	危険度 3	危険度 4	危険度 大
	危険度 2	危険度 3	危険度 3	危険度 4
	危険度 1	危険度 2	危険度 2	危険度 3

右記以外 海抜低いく低地 一級河川に近い 土砂災害の恐れ

85

### ハザードマップの活用方法

■ハザードマップはインフォメーション  
浸水想定と浸水線を表示した地図  
リスク（被害）を表示したものではない

■自分の住んでいる家屋のリスクを理解し  
なければならぬ  
浸水想定深は家屋前面の道路からの高さ

その時に身を守ることでできる床高さがあ  
るか確認し身の守り方を決める  
これが**防災マップ**となる



86



87

### 小浜市での 防災マップ作成活動

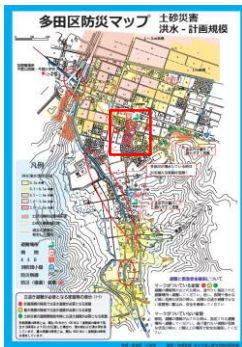
歩くルートや危険個所の確認



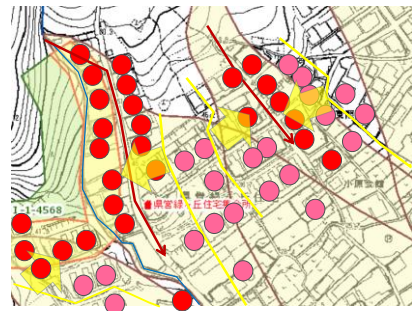
### 全家屋をチェック



88



89



90

90



91

## 判断力を育てる

情報を活用して適時的確な避難行動の判断をする

91

92



93

### 安全な段階の基本

早めの避難  
 明るいうちの避難  
 迷ったら避難

普段から避難計画を立てておく

94



95

### シミュレーションから

月日	時間	事象・気象予報等	延べ雨量	警戒レベル
7月13日	18:00	明日夜から大雨警戒を		1
7月14日	13:00	今夜から明朝までに200~300		2
	17:00	高齢者等避難	200	3
	18:30	記録的短時間大雨情報(90mm)		↓
	19:00	道路冠水		↓
	20:00	国道8号道路冠水		↓
7月15日	3:40	竹田川氾濫危険情報	520	
	3:45	市内全域避難指示		4
	5:00	竹田川氾濫危険水位		
		緊急安全確保		5
	5:30	土砂災害発生通報		↓
	6:30	竹田川決壊		↓

96





様々な条件でトレーニング

97

自力での避難が困難な人への支援  
避難行動要支援者対策

98

水害・土砂災害の最大課題

逃げない人  
逃げられない人

99

新潟豪雨(2004)

12時40分  
避難勧告



13時ごろ  
五十嵐川決壊

12名が犠牲に



要援護者対策を内閣府がガイドラインを作成

99

100



101

様々な要因により、避難に支援が必要な方が

- 耳が聞こえにくい方
- 判断が難しい方
- 歩行が困難な方
- 視力が弱い方
- 車いすの方
- 寝たきりの方
- 持病がある方
- 体力の弱い方
- 精神疾患など

その人に適した  
個別の  
避難計画が必要

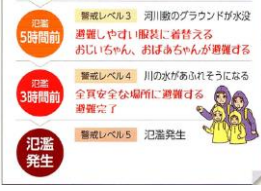
- 木造平屋で土砂災害危険エリア
- 木造2階建てで1級河川横に居住の方
- 河川などからは遠く低浸水予想エリア
- 中山間地域の急流河川沿いに居住

102



## タイミングに注意

タイムラインの制作例



「〇〇時間前」というタイミングの設定は、大雨のピークまたは氾濫が深夜または日の出前に予想された場合、深夜に避難移動することになり、逆に危険な行動となる。

大雨のピークや氾濫予想が深夜などの場合は、警戒レベル3かつ安全な段階で、要立退き避難対象は避難を開始する

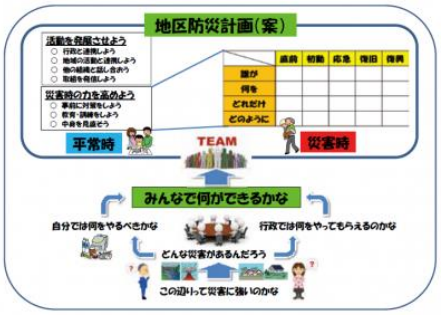
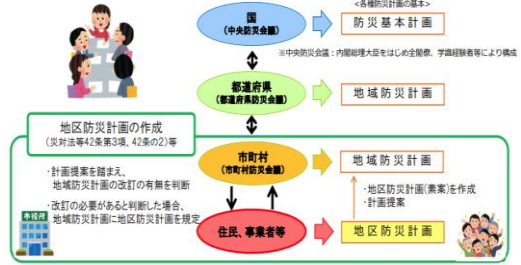
## 地域全体で避難デザイン(計画)を

避難する方の身体的状況によって避難する場所に必要となる機能・環境は異なってくる

- 医療的支援や介護が必要な方が避難できる場所**
  - 専門的知識や資格を有した支援者が配置してあり、ベッドなどの必要な備品等も配備されている
- 高齢者や障がいのある方が安心して避難できる場所**
  - バリアフリーや車いす用トイレなどが設置されており、杖や車いすでも安心して移動でき、ベッドのなども配備
- 多少不便でも体力的に大丈夫な方が避難できる場所**
  - 一定レベルの感染対策が講じられており、基本的に避難者自身で清掃や会場の設置などにも協力する

## 逃げない

## 地区防災計画を



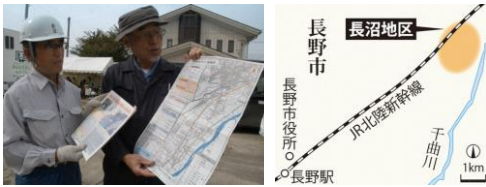
## 福井県内第1号

- 2019年 地区防災計画策定委員会設置
- 2021年11月 北地区防災計画制定
- 2022年3月 敦賀市防災会議で承認を受け敦賀市地域防災計画に組み入れられる



台風19号(2019)で千曲川決壊で被災した長野市長沼地区  
(4区・約900世帯・約2300人)

2015年に地区防災計画を作成し、その中で「避難ルールブック」を作成し、市からの避難情報だけでなく、独自の避難判断基準を設けていた。  
今回の台風災害時は、市からの避難情報よりも早く要援護者の避難を開始していた。



115

2018年 西日本豪雨災害

愛媛県大洲市三善地区  
『みんなが我がこととして』

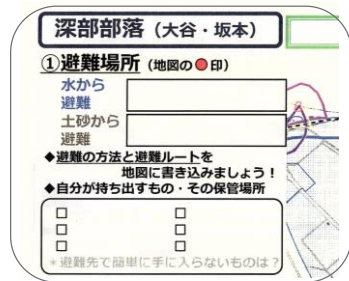


116

116



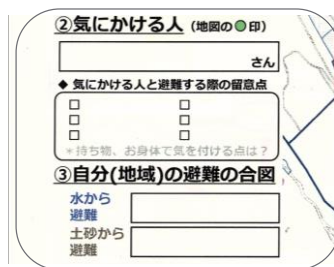
117



118

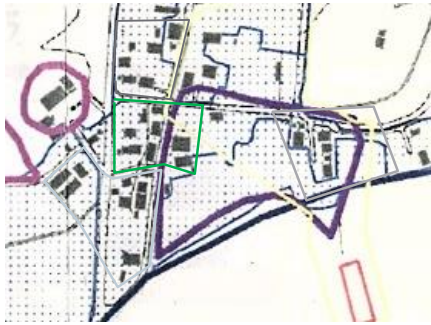


119



隣近所で話し合って決めて行く

120



121



122

家族（頼りになる人）の緊急連絡先		【災害・避難カード】—わたしの情報	
氏名	連絡先（携帯・携帯など）	フリガナ	名前
		性別	血液型
		生年月日	
		住所	
		電話番号	
		健康事項	持病、飲んでいる薬など
電話が つながらないときは <b>171</b> (災害時対応ダイヤル) <small>112番通報専用</small>		避難時は、このカードを持って行く！	
登録「1」 再生「2」			

123

三善地区 区長会長（窪田さん）



**命を守ることは本気でやらないかん！**

自分たちで考えて自分たちで作った！

だからみんな知っとる！！

124

おつかれさまでした

125